

# 命の海

## 辺野古違法アセス訴訟 原告団通信

No.1 2011年12月28日発行

辺野古原告団事務局 905-0018 名護市大南 1-10-18-202 ヘリ基地反対協 気付  
TEL 090-2392-9161 (安次富) FAX 0980-55-3131 郵便振替 口座名 辺野古原告団事務局 01740-3-53459

### 訴訟の今後の日程 (予定)

・集中証拠調べ期日 (2012年1月11~13日、2月1~3日)

・高見澤証人尋問 (仮) 3月5日 10:30~ 101号法廷

専門家証人・原告本人尋問

1月11日 10:30~ 桜井氏 (主尋問 60分) 14:00~ 花輪氏 (主尋問 45分)

1月12日 10:15~ 安部氏 (主尋問 45分) 真喜志氏 (主尋問 45分) 14:00~ 山内氏 (主尋問 45分)  
安次富氏 (主尋問 30分)

1月13日 10:15~ 粕谷氏 (主尋問 45分) 細川氏 (主尋問 30分) 14:00~ 吉川氏 (主尋問 30分)  
午後6時~裁判報告会 教育福祉会館 (那覇市古島) 於

2月1日 10:30~ 山田氏 (主尋問 60分) 14:00~ 東恩納氏・大西氏・渡久地氏 (各主尋問 30分)

海上基地建設  
阻止開始より  
8年(263日)の  
命を守る会の闘いと  
-座りにみ-  
2802日

### 展望を切り拓く

野田連立政権が9月2日に誕生した。普天間移設問題に直接言及しなかったが菅前内閣の日米同盟強化路線を進めると表明した。裏を返せば、2プラス2で決定されたV字形、埋め立て方式の辺野古回帰路線を継承するということである。では、6月末に行われた2プラス2(外務、防衛担当閣僚による安全保障委員会)共同声明の何が問題なのかである。共同声明の要点は以下のとおりである。

1、普天間飛行場の県内移設期限(2014年)を撤回し、「できる限り早期に」と先送り。2、V字形滑走路と決定し、「微修正を考慮し得る」と明記。3、東日本大震災を受け地方自治体の防災訓練への米軍参加が関係強化に重要。4、新たな共通戦略目標で中国に国際的な行動規範の順守を要請。5、新自衛隊施設として馬毛島の検討などである。

### I、辺野古移設は破綻しているが、「茶番劇」とも言えない共同声明の何が問題点か!

1、移設期限を明記しないことは普天間基地の固定化(二者択一論)を謀っている。2、仲井真知事が過去に「沿岸案」を容認する前提として「辺野古アセス」範囲内での50M移動案を視野に入れていること。3、下地島パイロット訓練飛行場をアジア太平洋地域の災害救援拠点整備に合意した。これは軍事目的に利用しないとす「屋良覚書」の無視であり、島嶼防衛を目的とする与那国、石垣、宮古島への自衛隊配備を狙っている。馬毛島が将来、米空母艦載機離発着訓練の恒久的施設に変貌する可能性が強い。4、政府をチェックする国会の機能低下、政治の劣化が背景にあり、シビリアン・コントロールの弱体化が進んでいる。5、中国敵視政策は民主党の「対等の外交関係」、

「東アジア共同体」構想の崩壊であり、歴代政権の対米隷従関係を引き継いだ。前原前外相は独自に訪米し日米合意の推進を約束している。

### II、V字形合意は「砂上の楼閣」(共同)を裏付けるアメリカ議会及び米軍の動向

オバマ政権は極度の財政難のなかで国防費の大幅削減計画(12年間で4千億ドルの削減)を掲げている。連邦議会ではレビン上院軍事委員会委員長が辺野古移設計画を「幻想」(機能しない、実現不可能、費用も無理)と非難している。ウェブマケイン上院議員らと新嘉手納統合案(普天間基地返還、嘉手納空軍の一部をグアム、三沢に移動)を提示した。上院軍事委は移設計画の目に見える進展や基本計画の提出がなければ予算を認めないとす国防権限法案を可決した。上院軍事委及び上院歳出委は在沖海兵隊のグアム移転費1億5600万ドルを全額削除した。そして国防総省に具体的なグアム移転行程表の提示を求め、政府会計検査院(GAO)に普天間移設とグアム移転に関する詳細な評価報告書を来年5月までに提出することを求めた。米議会の付属機関であるGAOも仲井真知事による埋め立て許可の見通しが立たず(国防総省見解)と報告している。12月12日には両院軍事員会でグアム移転費の全額削除を可決した。

7月に就任した「コストカッター」の異名を持つバネッタ新国防長官は海外に駐留する米軍の任務と役割、戦力の見直し、国防費の削減に着手するとの意向を示し、「アジア太平洋地域での米軍駐留と前方展開を重視」するものの、普天間代替施設は高価すぎる。建設中止すれば数10億ドル節減できると発言している。マレン米統合参謀本部議長も現行計画の見直しに

柔軟姿勢と琉球新報が報じた。バーニー・フランク上院議員(民主党)は在沖海兵隊の駐留理由を迫及しつつ、「最善策は同部隊の本土帰還」と発言している(6/21 沖縄タイムス)。エイモス海兵隊司令官は「(レビン氏らの)提案に好意的だ」とワシントンで講演。彼自身が普天間基地に何度も訪れ「飛行場周辺にはビルやアパート、学校、店などがある」と指摘。レビン氏らの提案も含めて再検討し、移設を加速するよう求めた。「日米両政府が最終的に移設先を決定することが最も重要」(5/28 共同通信)。ジョーンズ前米大統領補佐官はグアムなどへの空軍戦力分散移転が前提と講演している(5/18 沖縄タイムス。平安名純代記者)。

また、ゲーツ前国防長官は2010年8月に演説し、「海兵隊が本来の任務を果たした最後の戦争は朝鮮戦争。現状は第二陸軍」と海兵隊の在り方に言及している。

オバマ政権はオーストラリア政府と米海兵隊2500人の駐留拠点の構築に合意した。在沖米軍基地の再編に影響を与えるものである。この動きの背景には中国の弾道ミサイルが性能向上したため、米政権内部ではエア・シーバトル戦略構想に着手したと憶測できる。それが嘉手納空軍の削減とグアムやハワイに空海軍を退く構想である。SACO合意における米政権の担当者であった知日派のジョセフ・ナイ氏もニューヨーク・タイムス紙上で辺野古移設を疑問視し、海兵隊のオーストラリア展開を主張している。

### III 今後の展望

ウェッブ上院議員(民主党)が沖縄民衆の闘いを「怪物」(6/15、沖縄タイムス)と称した。ここが重要ポイントである。沖縄民衆の不屈な闘いと民衆の知恵(じんぶん)を基本に虎(米国)の衣を借るキツネ(日本)と闘い、日米両政府の「基地との共生・共存」路線を打破し、普天間基地の固定化や嘉手納新統合案を

許さぬ闘いをつくろう。

沖縄県議会は6月14日、全会一致でオスプレイ配備反対決議を行った。この決議を基に県知事、県議会などが中心となった実行委員会を結成し、オスプレイ配備反対県民大会を開催し、知事、県議会、名護・宜野湾市長等が帯同で野田政権に配備反対要請を行うべきである。

辺野古違法アクセス訴訟を通じて、オスプレイ配備、楕円形での飛行経路に伴う騒音問題など政府の嘘を暴き、アクセス調査の不備を突き、裁判に勝利すること。

また、ヘリ基地反対協や普天間爆音、新嘉手納爆音訴訟団ら市民運動団体が訪米し、アメリカ市民団体との連携活動で連邦議会へのロビー活動、ニューヨーク国連本部への直訴等、沖縄の煮え滾る怒りをアピールするべきである。

11月28日、田中前沖縄防衛局長の女性侮蔑、沖縄差別する暴言が飛び出し、一川防衛相も95年少女暴行事件の詳細を把握していないなど、県民の怒りが渦巻いている。

一川防衛相は辺野古違法アクセス訴訟で係争中にもかかわらず、仲井真知事へ年末にアクセス評価書を提出し、来春にも辺野古埋め立て申請をする意向を伝達している。政府は仲井真知事が公有水面埋め立てを拒否した場合、代執行を狙っている。この動きを阻止する大規模な県民大会を開催し、仲井真知事を支える大衆運動を構築することが必要になってきた。

前原政調会長の動きには名護市の誘致派と連携(7/12、沖縄タイムス)して2年半後の名護市長選を睨んでいる。新基地建設反対の稲嶺名護市政の継続という展望を切り開くことが重要である。また、野田政権は仲井真県政を沖縄振興一括交付金(アメ)で取り込む動きを活発化させている。仲井真県政をチェックしなければならない。

(安次富 浩)

#### 高江 SLAPP 訴訟、結審を終えて

ヘリパッドいらぬ住民の会

事務局長 高橋昌弘

ヘリパッド建設に反対する高江区民を、国が民事で訴えるという前代未聞の弾圧裁判が、12月14日那覇地裁で結審し、2010年1月からの2年間、その前の仮処分申立から数えると、2008年からの4年間におよんだ那覇地裁を舞台とした闘いがひとつの区切りを迎えました。

8月に行われた集中審理で既に、争点に関する国側の不当性は明らかになったと感じています。今回の結審直前に提出された新たな証拠(新聞記事の写し等)は、裁判の遅延以外の目的を見いだせませんでした。それに対し高江弁護団の主張は最後まで揺ぎ無く、様々な

観点から隙間なく、私達の思いを代弁して下さいました。また、意見陳述した当事者の二人も、この訴訟という形の弾圧に屈することなく、堂々と闘う事が出来たと感じています。判決は未だ先ですが、達成感と共に法廷を後にすることが出来ました。

裁判長は1年前より「判決を出しても問題の解決にならない」と、双方による話し合いを提案してきました。私達は高江の現場をはじめ、防衛局・防衛省などに出向いて話し合いを求め続けてきています。

現在、高江のヘリパッド建設現場のゲート前は、沖縄と日本政府の間に横たわる歪そのものであり、田中発言で顕著化した日本政府の沖縄に対する姿勢が実際に形になっている場所です。ビ

デオカメラを構え、私達の顔を撮影しながら「工事をさせてください」とひたすら機械的に繰り返す防衛局員は、こちらの抗議・質問には一切耳を貸さうとしません。“合意”や“理解”を得る気は全くないのです。

私達は判決がどのようなものであっても、自分たちの行動に対して疑問はありません。今後も抗議の声を上げ、話し合いを求め続けます。

最後に、この法廷での闘いに全力を注いで下さった高江弁護団はじめ、応援に駆けつけて下さった方々、高江の留守番のために南部から向かって下さった方々全てに、この場を借りて改めて感謝申し上げます。

判決は3月14日、午後2時です。

# 辺野古・違法アセス訴訟の内容と進行について

辺野古・違法アセス訴訟弁護団 2011年12月23日 弁護士 田村ゆかり

## (1) はじめに

この訴訟は、環境問題を専門とする研究者及び辺野古周辺へ足繁く通い、辺野古への普天間基地代替施設（新基地）建設に反対してきた者に加え、平和を愛し辺野古沖海域を含む沖縄の自然を共有する者が原告となり、2009年8月19日に第1次原告344名で提訴し、10月20日には第2次原告278名の追加提訴を行いました。

第1回口頭弁論は2009年10月21日に行われ、現在までに14回、法廷での口頭弁論が行われました。

## (2) アセス法無視の環境影響評価手続

環境影響評価法（アセス法）は、事業者に対し、まず調査・予測・評価の手法を記載した方法書を作成し、方法書に対する県知事意見を勘案するなどして環境影響評価（環境アセスメント）を行うことを義務づけています。

ところが、那覇防衛施設局は、新基地の早期建設のため、2007年4月に「環境現況調査」との名目の調査に着手しました。そして2007年8月に方法書を公告・縦覧しました。

このようなやり方は、方法書作成手続きを定めた法の趣旨を没却するものであり、かつ方法書は新基地建設計画の概要すら明らかにしない杜撰なものでした。

それにもかかわらず、沖縄防衛局（2007年9月に那覇防衛施設局から改称）は手続を押し進め、2009年4月に準備書を作成しました。さらに、準備書の公告・縦覧後も、「環境現況追加調査」の名目で調査を続けました。

## (3) この訴訟で私たちが求めている判決

そこで、提訴に踏み切った私たちが求めている判決は、次のとおりです。

- 1 沖縄防衛局長が方法書作成のやりなおし義務を負うことの確認。
- 2 沖縄防衛局長が準備書作成のやりなおし義務を負うことの確認。
- 3 沖縄防衛局長が方法書作成後の追加・修正事項について、環境影響評価他の手続のやりなおし義務を負うことの確認。
- 4 方法書及び準備書に対して住民等が意見を述べる権利を侵害されたことに対する損害賠償請求（原告1人1万円）。

## (4) 私たちが主張立証している内容

求める判決が出されるように、私たちがこれまで主張し、根拠となる書証を提出するなどして立証してきた内容は、次のとおりです。

1 方法書作成に先立って行われた環境現況調査が違法であること。

2 アセス手続き終了前に隊舎の建設工事等の事業着手がされたこと。

3 方法書作成段階で事業内容が確定しておらず、追加・修正資料が後出しされたこと、方法書及び準備書に海砂採取など関連事業が記載されておらず、またオスプレイ配置計画についても記載されていないこと。

4 方法書で事業の必要性について検討されていないこと。

5 準備書に方法書作成以前にされた環境現況調査結果が引用されていること。

6 準備書で、新基地建設事業をしないというゼロオプションを含めた代替案の検討が不十分であること。

7 複数年調査や台風時の調査が行われていない、オスプレイや低周波などの騒音についての検討が不十分、短期間の調査のみで辺野古沖にジュゴンがいないことを前提としているなど、準備書の内容が非科学的であること。

8 準備書作成後も環境現況追加調査を行っており、準備書作成のための環境影響調査が不十分であることを自ら認めていること。

9 原告らが有する環境影響評価手続において意見を述べる権利が侵害されていること。

## (5) 現地検証

辺野古崎沖海域及びその周辺は、ジュゴンが生息するなど良好な自然が残されている地域の一つです。

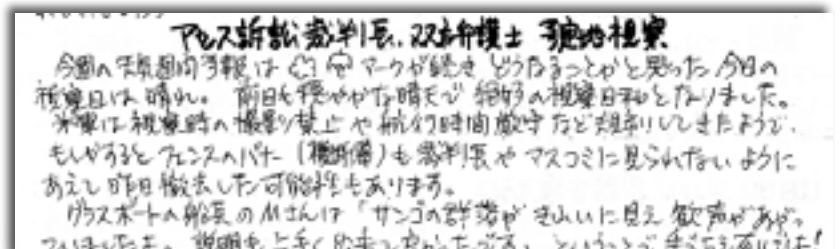
辺野古崎沖海域にはリーフが存在し、リーフ内の一帯には海草が藻場を形成しています。海草藻場は、海の生き物の産卵場や稚魚が成長する場として、またジュゴンやウミガメの餌として、極めて重要です。

また、辺野古に隣接する大浦湾では、国内最大級のアオサングゴをはじめとするサンゴの群落広がっています。

このような良好な自然を、知識としてだけでなく、体感することで、辺野古に新基地を建設することがどれほど自然環境に壊滅的な打撃を与えるのかがわかります。

そこで、2011年10月7日、原告団・弁護団と裁判官、国側代理人が辺野古に集まり、現地進行協議期日（現地検証）を行いました。

まず、辺野古漁港からボートに乗って、海草藻場・埋め立て予定地・ハマサンゴ・アオサングゴの群落を見ました。





## 12月14日裁判審理に向かう原告団

次に、カヌチャホテルのヘリパッドをお借りして、新基地建設がされた場合、どの範囲でオスプレイなどの飛行機が飛び、騒音の影響があるかを説明しました。

そして、最後は嘉陽のビーチに移動し、美しい海を眺めながら、ジュゴンの生態や海草食み跡がどのあたりで見られるかを説明しました。

## (6) 今後の予定

さて、訴訟はいよいよ大詰めを迎えています。

2012年1月11日～13日、2月1日の4期日に渡り、集中証拠調べが行われます。

WWF-Jの花輪伸一氏、NACS-Jの安部真理子氏、元帝京科学大学の粕谷俊雄氏、ジュゴンネットワーク沖縄の細川太郎氏、宜野湾市役所の山内繁雄氏、沖縄大学の桜井国俊氏、広島修道大学院の山田健吾氏及び原告でもある真喜志好一氏が、それぞれの専門分野から法廷で証言をしてくれます。

また、原告の代表として、大西照雄氏、東恩納琢磨氏、安次富浩氏、吉川秀樹氏及び渡具知智佳子氏も法廷に立ちます。

さらに現在、高見澤將林氏の尋問を実現させるべく、証人尋問の申請を行っています。高見澤氏は、日米両政府がSACO最終報告作成過程においてオスプレイ配備計画について協議した際、外務省の担当者として関与していた人物です。

方法書及び準備書作成以前の時期に、オスプレイの普天間基地代替施設配備が予定されていたことを立証するため、高見澤氏の証人尋問をぜひ実現させたいと考えています。

## (7) 最後に

評価書が年内か年明けにも提出予定であるとのことで、事態はまた大きく動こうとしています。とにかく新基地建設ありき、アセス法無視の国のやり方を見直さずすることはできません。

この訴訟で国のやり方がおかしいと明らかにしていくことが、辺野古の自然を守り、新たな基地被害の発生を食い止める力になると信じて、弁護団一同さらに注力していきます。

最後まで、一緒に頑張ってください。

以上

(編集者より：12/28 午前4時、真部沖縄防衛局長の指揮の下、県庁の守衛室に一方向的に持ち込んだ。県民会議事務局長の抗議を受けると、県条例規定の20部のうち、条例分（飛行場アセス）12部法令分（埋立）4部を置いて逃げるように立ち去った。防衛局はその後、県当局に対して電話で持ち込んだ荷物の内容を告げてきた。県庁守衛室前を埋め尽くした人たちは、県民会議と県議会議員を中心に県当局に対して精力的に抗議活動を展開し、県の本年業務終了時間の5時15分過ぎまで闘い抜き、その後県知事への説明責任を要求して知事室前に座り込み、知事からのコメントを引き出した後、沖縄文化環境部長から「評価書」を正式に受理していないとのコメントを引き出した)

## 辺野古環境アセス評価書の提出を許さない県民行動（12月26日～28日）

県庁ロビーで県議会議員から説明を受ける



県庁守衛室前を埋め尽くす抗議団



沖縄防衛局からの宅配貨物を阻止する抗議団

